

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年7月24日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	フィリピン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

- (1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

フィリピン（以下、「当国」という。）は、2006年に約1,222億ドルであった名目GDPが2019年には約3倍の約3,768億ドルに達する（国際通貨基金、2022年）など、急速な経済発展を遂げている。特に、16市1町で構成されるマニラ首都圏は、人口約1,348万人（フィリピン国家統計局、2020年）を擁し、フィリピンの政治、経済、文化、教育の中心地として成長を続けている。他方、マニラ首都圏は619km²という比較的小さな都市域に対し人口流入が続いており、人口の過密化と自動車登録台数が2016年対前年比24.6%（日本貿易振興機構、2017年）増加するなど、経済成長に伴うモータリゼーションに連動した交通需要の急伸は同地域に深刻な交通混雑を生じさせると共に、人・モノの流れを阻害し、排気ガスによる大気汚染など環境問題を引き起こしている。JICA支援による「フィリピン国マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査に係る補足調査」（2019年3月）では、何も策を講じない場合、2035年の経済損失は1日あたり約9,600万ドル、周辺州では約1億500万ドルに達するとの試算されている。これらの問題に対し道路網・鉄道網の整備といったハード面のみならず、交通管理を通じた交通渋滞発生箇所の交通渋滞緩和、交通取り締まり能力強化等のソフト面からの支援が必要であり、2018年より「フィリピン国メトロマニラ総合交通管理計画策定プロジェクト（以下、「技プロ」という。）」が実施され、交通渋滞発生箇所のデータベース整備やマニラ首都圏における総合交通管理5か年計画が策定された。

技プロでは、パイロットスタディを通じ、ITS導入や交通信号システム等の改善が交通渋滞緩和につながる事が確認され、5か年総合交通管理計画においてITS導入及び地域交通管制システム構築が戦略として掲げられている。しかしながら、マニラ首都圏開発庁（Metropolitan Manila Development Authority 以下、「MMDA」という。）のITSマスタープランは2014年にフランスのコンサルタント会社による策定後更新されておらず、また、マスタープランに基づいて導入された機器は期待された機能を発揮できておらず、現在の交通渋滞状況に対応できていない事が確認されている。また、信号機は感應制御の機能を持つものの、手動制御、時間帯別定周期制御で稼働しており、交通状況に対応できていない。

交通管理による交通渋滞の改善のために、具体的なITS整備の指針となるマスタープラン策定能力の向上及びITSに係る運用方法や維持管理に係る能力及び実施体制の改善が不可欠である。また、交通に係るデータベース構築について、関係機関との協議が重要であるものの具体的な体制が整っておらず、持続的に交通データの更新、運用、維持・管理できる体制が必要である。

かかる状況を踏まえ、今般の ITS 技術に関する技術力・計画策定能力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「マニラ首都圏 ITS 改善による交通管理能力強化プロジェクト」（以下、「本事業」という。）の実施要請が、当国、MMDA から我が国へ要請された。

(2) フィリピンに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対フィリピン国別開発協力量針（2018 年 4 月）の重点分野「持続的経済成長のための基盤の強化」では、大首都圏及び地方都市を中心に交通網ネットワークを始めとした質の高いインフラの整備、行政能力の向上等に対する協力を実施するとしている。また、JICA は対フィリピン国別分析ペーパー（2020 年 7 月）において、今後の JICA 支援の方向性として、首都圏の交通状況を更に改善することを掲げており、整備に時間を要する鉄道等のインフラ整備に併せて短期で効果を発揮できる交通管理の改善を通じて交通状況の改善に取り組むことは JICA の支援の方向性と合致する。

本事業は、ITS 改善による都市交通管理能力の向上により、慢性的な交通渋滞の解消、効率的な交通管理による事故の削減を通して、生活環境の改善に資するものであり、当国政府の政策とも合致するとともに、持続可能な開発目標 SDGs ゴール 9（強靱なインフラ構築）及び 11（住み続けられるまちづくり）に資する。さらに、「JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：運輸交通」では、交差点改良、交通管制システム導入等を行うほか、道路、橋梁整備案件においても、交通安全確保の視点から設計速度の検討や歩道の設置、各種規制の実施等を行うものとして「道路交通安全」の取組みを推進しており、本事業はこれらの方針・分析と合致する。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行が「National Roads Improvement and Management Program Phase II」（2016 年 12 月完了）（以下、「NRIMP-2」という。）を実施済。2008 年より開始された NRIMP-2 では、道路・橋梁インフラのアセットマネジメントシステムの改善、道路網管理に係る組織面・財政面の改善、道路利用者の満足度の向上、道路財源使用に係る効率性・健全性の改善等が実施されてきている。加えて、世界銀行支援により Metro Manila BRT Line 1 Project（2022 年 6 月完了）が実施されており、BRT バス管理システム、バス運用支援管理システムの構築が行われている。

7. 業務の内容

今回実施する詳細計画策定調査は、本事業の実施に必要な情報を収集・分析するとともに、MMDA との協議や情報収集結果をふまえ、プロジェクトの実施体制や活動内容等をプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下「PDM」という。）やプラン・オブ・オペレーション（Plan of Operation。以下「PO」という。）等を用いて整理し、フィリピン側関係機関と本プロジェクトに係る協議議事録（Minutes of Meetings。以下「M/M」という。）締結を行うことを目的とするものである。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2023年8月上旬～2023年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針（案）、フィリピン側関係機関に対する説明資料（案）（英文）及び質問票（案）（英文）を作成する。質問票作成にあたっては、カウンターパート組織内のジェンダーバランスやジェンダー主流化（女性職員や管理職の登用促進等）の現状を把握するための質問についても含める。なお、質問票はJICAフィリピン事務所を通じて事前配布を行う。
- ③ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ④ PDM案（和文・英文）、PO案（英文）、R/D（Record of Discussions）案（英文）、M/M案（英文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年10月上旬～2023年10月中旬）

- ① JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方

法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制）、R/Dを他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D案（英文）及びM/M案（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023年10月下旬～2023年11月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ PDM案（和・英文）、PO案（英文）、R/D案（英文）、事業事前評価表案（和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、詳細計画策定調査報告書（案）全体を中心となって取りまとめる。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書（電子データ）

2023年12月15日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄マニラを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年10月2日～10月17日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

現時点でフィリピン入国時の隔離は不要となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による現地渡航制限等が発生した場合は、隔離期間に応じて、10月2日から現地業務が行えるようにフライトの調整・宿

舎手配をお願い致します。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) ITS/交通管理 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部 運輸交通一グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書 (英語)

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・フィリピン国 メトロマニラ総合交通管理計画 策定プロジェクトファイナルレポート (和文要約) (URL :

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12374823.pdf>)

・本契約に関する以下の資料をJICA調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上